

山本博士
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和九年一月一日發行

經濟論叢

第三十八卷第一號

(通卷第二百二十三號。禁轉載)

奉
呈

山本美越乃先生

執筆者一同

目 次

| | |
|---|---|
| <p>尙書の虞夏書に見はれたる經濟思想</p> <p>酒の專賣に就きて</p> <p>マールクスの認識論原理</p> <p>植民の世界史的意義</p> <p>農業生産<small>に於ける</small> 水平的分化と垂直的分化</p> <p>我國工業<small>に於ける</small> 小企業の殘存<small>に關する</small> 一研究</p> <p>資本蓄積率の差異と固定資本</p> <p>中央銀行兌換準備檢討</p> <p>貨幣需要と貨幣の流通速度</p> <p>植民地時代米國の土地保有制度</p> <p>米國の對玳馬投資とその影響</p> | <p>法學博士 田島 錦治 一</p> <p>法學博士 神戸 正雄 二</p> <p>文學博士 米田庄太郎 三</p> <p>文學博士 高田 保馬 四</p> <p>經濟學士 八木芳之助 五</p> <p>經濟學士 大塚 一朗 一〇七</p> <p>經濟學士 柴田 敬 一三</p> <p>經濟學士 松岡 孝兒 一六〇</p> <p>經濟學士 中谷 實 一六</p> <p>經濟學士 堀江 保藏 一六</p> <p>經濟學士 長田 三郎 二七</p> |
|---|---|

| | | | |
|--------------------|-------|-------|-----|
| 免稅點以下の小額所得者 | 經濟學博士 | 汐見三郎 | 二四 |
| 經營學の基礎概念たる資本、企業及經營 | 經濟學博士 | 小島昌太郎 | 二六〇 |
| 世界科學に就て | 經濟學博士 | 作田莊一 | 二七六 |
| 漁村更生策に於ける問題 | 經濟學士 | 蜷川虎三 | 二九五 |
| 人口粗密の原因觀 | 法學博士 | 財部靜治 | 三二五 |
| 徳川時代における植民的思想 | 經濟學博士 | 本庄榮治郎 | 三三九 |
| ヘーゲル市民社會論と經濟學 | 經濟學博士 | 石川興二 | 三四九 |
| 恐慌と蓄積と植民 | 經濟學博士 | 谷口吉彦 | 三六九 |
| 北海道鯨漁業に現存の漁場貸借關係 | 經濟學士 | 岡本清造 | 三九四 |
| 我國に於ける植民政策學の發達 | 經濟學士 | 金持一郎 | 四一七 |
| クレルウキアに就いて | 農學士 | 若木禮 | 四四〇 |
| 山本美越乃博士年譜及著書論文目錄 | 經濟學士 | 高木眞助 | 四七七 |

酒の專賣に就きて

神戸正雄

緒言

我國刻下の非常時に於ける財源としては、之を多方面に求めなければならぬ。其等については既に一通りは詮索して見たのであるが、それでも尙ほ残つて居るものに酒專賣がある。此は實は他の何れのものに比しても引け目を取らぬほどの大物であつて、それは又、一面からいふと、既存税の一たる酒税の改造の一案でもある。酒税は既に今日までにても、我國家にとりての最大財源として役立つたものであり、財政收入上、随ふて國務の遂行上には、最大なる働を致したものである。而かも之を專賣に改めるならば、其からして一層の大収入を擧げることが得、特に之を近頃國家の新財源として問題とせられて居る所の一般賣上税と比較して見て、此後者が如何にも大収入を擧げることが得ても、經濟取引を妨ぐることの甚しいといふ支障を伴ひ、國民の間に於ける負擔の分配に於て公平なるものを得ないといふ缺點のあるのに反し、此酒專賣に至りては、經濟上の支障はいふに足るものでなく、且つ少くとも或意味に於ては酒税時代よりも一層公平なるものとなり得るといふ事が出来る。財政と經濟と公平と、三のものが大體全きを得る所の

酒專賣は、洵に今に於て研究を値する一の大問題でなければならぬ。其處で、私は敢て、此に之を取り上げて一應の研究を試みやうと思ふ。

第一段 酒專賣の一案

(一) 其大綱

(A) 經營の主體は勿論、國家なりとして、(B) 其目的は主としては之を財政收入の増大に置き、之によりて從來の税に於けるよりも一層の大收入を擧げしめ、そして之に附帶して、酒の品等に依りて、潜みたる税の課率に大なる差等を設ける事とし、以て課税の公平と社會政策とに適應せしめ且つ純良なる酒の普及によりて保健政策上の目的をも達成しやうといふに在る。(C) 其物體としては、日本酒(酒造税法に於ける課税物件となれる)のみに限ることも出来るが、其他の酒類とても日本酒との間に或度まで代用關係があり得るので、此等のものを凡べて一緒に專賣とするのを得策とするから、むしろ凡べての酒類に及ぶやうにすべきである。(D) 經營方法としては、不完全專賣よりは、完全專賣の方が選むべきことは勿論として、即ち之が生産販賣ともに之を國家の手に收め、唯だ販賣中、小賣だけを一定の割引代金の條件下に民營に置くこととするのが適當であらう。仍ち大體、煙草專賣の例に倣ふのが穩當である。

(二) 其實施方法

といふても、茲には、其の最主要なる物體たる清酒についてののみ説く。それもたゞ其の概算によりて大體の收支を見る。之が一箇年に於ける製造高を先づ四百萬石として其平均小賣値一升につき一圓四十錢とすれば、總收五億六千萬圓となる。之が生産費は之を一升につき三十錢とすれば一億二千萬圓、四十錢とすれば一億六千萬圓となる。結局、純收は四億圓乃至四億四千萬圓であり、今日の酒税の約二億圓に比しては、遙かに大なる收入を生ずることを疑はぬ。勿論、此數字は決して精密なる數字ではないから、之を現實に立案する場合には、もつと精密なる計算を要するであらう。尙ほ、茲には費用としては從來の生産方法が行はるるとしての、生産原費を見て居るが、此が政府の手に歸したる後には、必ずや科學的なる生産方法の擴充といふことが生ずるであらうから、其點よりして、もつと費用を節するを得るであらうし、併し他方に、從來の生産者商人にして政府營となる爲めに其業を失ふものに對する賠償の爲めの公債の元利拂費といふものを要するではあらう。其は煙草專賣のときの例によると、彼等の所得の三年半分であつたから、其に倣ふとすれば格別に大した負擔とはならぬものと見られる(註一)。

(註一) 煙草專賣制創設當時の製造者に對する交付金は其所得の三年半分に於て其金額は九百十萬圓であつた。¹⁾

尙、臨時財政經濟調査會の税制整理案に依れば、酒類專賣案をも參考として擧げて居るが、其に於ける賠償額は、(1)製造者に對し其營業權の補償として、各製造場最近三箇年の賣上金額の平均一年分の二割、(2)卸賣にして元賣捌人に指定されざるものに其營業權補償として、各人最近三箇年の賣上金額の平均一年分の一割を交付するとなつて居つた。²⁾

1) 專賣局、煙草專賣史、230。
2) 臨時財政經濟調査會、税制整理案、123。

第二段 酒專賣案の長短

右案は必ずしも私の創案ではない。類似の考案は屢々各方面から出て居る。私は之を絶對に可といふのではないけれども、其れに重大なる長所の存するを認めるものである。そこで先づ之が長所を指摘して、然る後更に其短所をも縷説しやう。

(一) 其長所

(A) 財政收入上――

此專賣案には、從來に於ける通常の消費税に依るよりも收入を一層増大するの可能性がある³⁾、專賣案の最大の利益、随ふて其主たる目的は財政收入上の其れである⁴⁾。從來に於ける多くの國の專賣も亦實に此理由又は必要から生じたのであり、酒についても之を專賣制に依るとしたら、之よりして最大の税收入を擧げしむるであらう⁵⁾。既に前にもいふやうに此案を行ふことによりて、從來に於ける酒からの國庫收入の約二億圓といふものをば少くとも倍とならしめることが出來、此の如きの增收は、恐らくは他の如何なる税にても達し兼ねる所であつて、酒のみの能く供し得る所である。それで此の刻下の收入増加の必要の切なるときには此が特に大なる値をもつとすべきである。そして其大收入の由て生ずる所以のものを考ふると、先づ税の時代には營業者たる私人の手に收められつつあつた利益が、此專賣時代には或度まで、即ち彼等への政府賠償を超過する

- 3) Lippert, Das Alkoholmonopol. S. 68. Terhalle, Fw. S. 412. Marco, Fw. S. 246.
- 4) Moll, Lehrbuch. s. 625. Allix, Traité élémentaire. 6 éd. p. 485.
- 5) Siegert, Getränkesteuern. (Hdb. d. Fw. II) S. 227. Eras, Das Branntweinmonopol. S. 15. Getz, Das Branntweinmonopol als Besteuerungsform. S. 5. Lewin, Das Branntweinmonopol in Russland. S. 167.

だけにて國庫に歸屬するの可能性もあるし。人口の増加、經濟力の發達に伴ふ購買力の増進に因る自然増收の可能性もある⁸⁾。特に專賣によりては從來の分散したる生産販賣を一手に集中することによりて費用を節することも出來、其他、生産及販賣方法の一層の合理化を計る上からも費用を節し得る。特に此終の點は、我國の酒については、大に意義のあることであり、生産方法にて、今日の進歩したる新式の方法を採用するとき、從來のよりも遙かに費用を節することが出來、假令、優等酒は在來法により或度までの多費を忍ぶとしても、下等酒は大體、もつと新しき科學的方法によりて費用を節するを得る。販賣方法にても、從來の民營下には宣傳、廣告、招待、外装などに可なりの冗費を伴ふたのを一切無用に歸せしめるといふこともある。それから官業下には事業に要する資金の利子が民業下よりも一層安きを得る¹²⁾、其給料についても、一層有能の人を一層安く使ひ得るといふこともあり、更に消費税の場合の取締及徴税の費用を節するといふこともある¹⁴⁾。そして此專賣制の下に、税に相當するものは、物の代價の中に込められ又は隠されて、擔稅者たる消費者にとりての負擔が割合に樂であることは間接消費税であつた場合と共通であり¹⁵⁾、即ち此專賣制下に於ける税の負擔は兎も角、容易であるといふことが出來、其もあるし尙ほ其上にも專賣下には價格の統制、供給の統制が民業下よりも一層完全であるので、將來財政需要の増大したときには、其を利用して一層の増收を計ることが、税の場合よりも一層容易である¹⁷⁾。そして國庫の必要の減退したときには、其時の事情によりては、之が剩りたる收入にて、

6) 拙著、非常時の財源問題、160。租稅研究八卷、227。

7) Moll, a. a. O. S. 625. Allix, l. c. p. 487.

8) 租稅研究八卷、226。

9) Siegrt, a. a. O. S. 228. Moll, a. a. O. S. 625.

10) Terhalle, a. a. O. S. 413. 485.

11) 租稅研究八卷223-224. Terhalle, a. a. O. S. 483.

他の雑多なる税を整理することも出来るし、或は地方財政の窮乏救済の一助とすることも出来る。其等の必要なしといふ有利の事情にある場合には、飲酒の弊害を減少する爲めに、其販賣の分量、場處、時間などを制限することによりて、收入主義偏重より、公益主義へ轉向せしめることとして、教育、衛生、經濟、社會の諸政策目的を達成することも出来る。此等は今日にては望み得ず、たゞ將來にのみかかるとして、目下の處は取り敢へず、此酒專賣の實施からして可なりの大収入を擧げて國庫の需要に應ずるに足るのである。

(B) 公平課税及社會政策上

(い) 生産者相互間の關係に於ける社會政策上

所詮、此酒といふ物には何等かの税を免れずとして、之が消費税時代には自ら一營業者の製造高に最低の制限を附せらるることによりても、小資本を有つ營業者が其存立を人工的に奪はれ、大資本を有つ者を有利とするので、只さへ自然の大勢としても、大資本を有つ營業者が競争上有利なるを一層、此税制によりて助長することになり、業者の間に大資本家の横暴を逞うせしめる。然るに此が專賣になれば凡べての私營業は抑へられて、かかる大資本家横暴の關係はなくなり、社會平和にも或度まで貢献することとなるであらう。

(ろ) 消費者間の關係に於ける社會政策及公平課税上

所詮、立法者としては此酒に對する公然たる又は隱然たる税が、消費者の負擔に歸することを期

- 12) Getz, a. a. O. S. 25. 租税研究八卷223.
13) Getz, a. a. O. S. 26. 租税研究八卷223.
14) Moll, a. a. O. S. 625. Jéze, Cours élémentaire (1931). p. 421.
15) Allix, l. c. p. 486. 16) Jéze, l. c. p. 421.
17) Lewin, a. a. O. S. 175. Bräuer, Monopol als Form der Besteuerung (Hwb. d. Stw. 4 Aufl. VI.) S. 626. 租税研究八卷229.

待する外なきものとして、其の消費者に於ける負擔の工合は、從來の消費稅下には一石四十圓といふ酒の品等にかかはらざる課稅の下に、優等高價の酒を飲む所の比較的に富める者が、却つて劣等低價の酒を飲む貧者よりも割合には一層輕き稅を負ふといふ大不公平となるのに、此專賣制となれば劣等酒にありては、恐らくは生産方法及原料に一層の改修を加へて、其生産費を減少せしめることによりて、從來よりも酒價を格別高めることなくして、從來以上に稅に相當するものを舉げることを得るし、或は場合によりては、酒價を多少低下しても尙ほ相當の稅たる專賣益金を收めるを得る。そして優等高價の酒にては、其優等の度に應じて其代價を高め、物によりては現在以上に遙かに高き價をも定めて、此間に、累進課稅の趣旨を擴充し徹底せしめるを得る。随つて從來の稅制下よりも一層の公平を得ることになる。²⁰⁾ 其れは又、恰かも弱者を保護する社會政策上の要求にも適する。優等酒必ずしも一層富める者が使用するとは限らぬ。隨ふて右の累進課稅的方法が眞に其趣旨に合するとはいへぬともいふが、併し大體の傾向としては、富者は貧者よりも一層優等のもを消費するのであり、夫の方法によりて大體、一層の公平が得られ且つ社會政策に合するを得るのである。

(は)生産者、商人、消費者等の間の關係に於ける公平課稅上——

酒が普通の消費稅にて課せらるるときには、立法者の期待するやうな、消費者への轉嫁は必ずしも行はれないで、消費者以外の商人、生産者等に、一部又は全部、後轉するの可能性がある。²¹⁾ 此

18) Moll, a. a. O. S. 625. Lewin, a. a. O. S. 11. Eras, a. a. O. S. 15. Brüner, Monopol &c. S. 626. 租稅研究八卷218.

19) 租稅研究八卷、217.

20) Lippert, a. a. O. S. 69. 租稅研究八卷、216—217.

21) Schirmer, Weinsteuer und Weinpreise. S. 47. Schrödlers, Die Ertragsfähigkeit der Getränkesteuern. S. 18.

の如きは決して此税の本來の趣旨に合ふものでなく、公平なる負擔となる所以のものでない。然るに、專賣に依るときには、税に當るものの前轉が完全に行はれ、²²⁾即ち政府は其負擔を適當なる度に於て、其々の消費者に歸し得て、右のやうな消費者以外の人々へ歸する事なきを得る。其點からして負擔が專賣によりて一層公平になるのである。²³⁾

(に) 従業者に對する社會政策上——

齊しく酒造業に従事する使用人労働者としても、民業下よりも官業下に於て大體にては一層好き待遇を受くるといふ可能性がある。²⁴⁾

(C) 經濟上——

からいふと、前にいふた、專賣制下に、生産及販賣方法に合理化の進めらるるだけにては、財政上ばかりでなく、國民經濟上にも有利な譯であり、²⁵⁾それから政府が酒の生産及販賣を統制するので、從來の税制下に多數業者が無統制下に之を爲した場合のやうに生産過剰といふことなきを得しめ、²⁶⁾また時としては少數の業者が其生産供給の不足に乗じて暴利を占めるやうなこともなきを得しめる。²⁷⁾それから全國平等の價にて(同等品には同價)不良ならざる物を行亘らしめるといふことも出来る。²⁸⁾成程、此專賣となるが爲めに、從來の當業者にして其職を失ふものを生ずるといふことはあるけれども、一部は、特に小賣業者は大體從來通り其業を維持するを得、製造者卸賣業者とても少くとも其一部、恐らく一大部の人々は、政府の酒專賣事業に當ることによりて其地位

22) Lippert, a. a. O. S. 66. Jéze, l. c. p. 421.

23) 租税研究八卷、214—215.

24) Lewin, a. a. O. S. 76. Allix, l. c. p. 488. 租税研究八卷、221.

25) Terhalle, a. a. O. S. 485.

26) 租税研究八卷、226. 27) 同上、219.

28) 同上、224. Bräuer, Monopol &c. S. 626.

を保ち續けることを得る。そして酒に關係した營業者にとりては、全體上打撃になるとしても、他の一般經濟界からいふと、酒營業が政府に歸する爲めに別に失ふ所なくして、却つて従來の酒當業者の如く不安定にして信用の薄きもの（勿論全部ではないが、少くとも一部にはある）を相手とすることを免れ、政府といふ確かな相手を得一層其營業に安定を得ることが出來、特に又、國庫にして此際、此專賣による增收なしとせば、彼をして恐らくは例之、一般賣上税の創設、營業收益税の増率などを行はざるを得ざらしめて、其からして負はざるを得ざるの壓迫又は煩累をば、此專賣によりて免るるを得るといふ消極的の利益といふものもあるのである。

(D) 教化及保健政策上――

従來の税制下には、酒については、主としては收入上の見地が重きを成し、之につき教化保健政策上の目的、即ち其からして酒の消費を制限するといふ事が、殆んど等閑に附せられ來つて居つた。而かも其の税によりては財政收入の大もがあまりに多く期し得なかつたのであるが、今や專賣となるときに一方、收入上一層有利となるといふことは上にいふ如くであり、而かも財政需要が退却して、酒消費制限の公益上の要求の切なるものありと認めらるるときには、此酒の消費を制限する政策をも取り得るに於て一層便なること前にいふ如しとすれば、此制限が今直ちには用立たぬとしても、他日機會さへ來れば、此公益目的の爲めに大に貢献し得るといふ長所を潜在する譯である。それから此專賣制下には、酒の品質の改良が政府の手によりて相當に行はれ、特に

從來、民營時代に於て動もすれば行はれたやうな衛生上有害なる物の製造はなくなり得て、保健政策上には適確に改良される²⁹⁾。又從來、民營下に當業者が逋税の爲めに行ひつつあつた不道義といふことも、專賣制下には一層少くなるといふことが出来る³⁰⁾。此等も此制度の長所とするを得る。

(E) 米穀政策上——

我國にありては米穀政策といふものが、經濟政策上からも社會政策上からも國防政策上からも考慮すべき一の重要な政策であるから、前記の諸見地から獨立して茲に之が説明を爲し、其上からの酒專賣の長所を見やう。米は我國に於て近頃は全體上過剩を患ふるやうになつて居る。之につき既に増産が盛に行はれて殆んど其不足の心配はなくなつたやうにも見ゆるが、併し長い將來を見透せば、不足の心配が全く解消したとはいへず、其限りに於ては、之が不足の補充といふことは一應は考へなくてはならず、其爲めには酒專賣の時代に、酒造民營時に於けるよりも一層容易に處理し得るのである。即ち政府の酒專賣制下には、時として政府の國庫利益を或度まで米政策の爲めに犠牲に供することが出来る。詳しくいふと、米不足のときには或は一般に酒の造石高を制限し、或は米、特に日本米を原料とする酒の造石を制限し、米過剩のときには、酒として現年度にて必要な以上にも米を酒に造り置きて、貯藏し、以て米を市場からして遠ざけることを得るのである。その爲め酒貯藏の如きにつきては相當の損失が伴ひ、米を原料とする酒を制限す

29) Bräuer, Monopol &c. S. 626. Iewin, a. a. O. S. 171. 租税研究八卷、218-219

30) Jéze, l. c. p. 421. 租税研究八卷--227.

ることにも多少の不利を伴ふであらうが、此等も米政策の重大性の爲めには忍び得るものであり、貯藏されたる酒は、他日米缺乏の時に於ける酒製造の減少を補ふことを得るのである。

(二) 其短所

以上、酒專賣の長所を述べたが、他方に之が短所も少くない。即ち左の如し。

(A) 經營行政上

(い) 事業創始當時——

上にいふ如くで酒專賣が勧めらるゝとして、さて之が創始の爲めには、既存の民業を買収し乃至彼等に補償を與へなくてはならず、其が實に政府にとりては一の厄介である。其が爲めには莫大なる公債を發行しなくてはならず、其處理が厄介だが、其位の事は忍ぶとして、其公債増發の爲めには、其れだけ、一般にも其國の公債の條件を一層不利とすることを覺悟しなければならぬ。其は併し此が生産的公債といふべきものだから、大した事はないとして、さて此買収又は補償價格の決定といふことが却々六つかしい。それには多少の恣意を免れず、紛争苦情も亦た之を覺悟しなければならぬ。實に之が眞に公正適當なる價格といふものは見出し難い。營業權の補償は其營業者の所得高又は賣上高によるとして、此專賣が行はれさうだといへば、當業者は來るべき買収を見越して、此等を多少過大に記帳して置くといふこともあり得る。それから民業の製造場中についても、政府の適當とし必要と認むるだけの工場及設備は買収するとして、其評價も六つかし

31) 非常時の財源問題、253. 租税研究八卷、232. Moll. a. a. O. S. 626. Brüner, Monopol &c. S. 625. Lippert, a. a. O. S. 72. Allix, l. c. p. 487.

く、之につき官民の間に紛争を免れず、動もすれば情實が入つて過大に見積るやうになり、又は時として過小に見積るといふこともあつて、政府が民間か何れかの不利となる。兎も角、專賣創始其ものが一の困難なる仕事である。但し其は打勝ち難きものといふのではない。

(ろ)事業進行中——

前に長所の處でいふのでは如何にも官業の經營が易々と大收利を生むやうであるが、實際、此は其經營がそんなに甘く行くものではない。³²⁾ 官業經營にては官吏は兎角、官僚的形式繁雜に捉はれ責任が消極的に偏し、積極的の活動が鈍く、機敏に機會を掴むことが出來ず、改良なども遅れ勝といふ嫌がある。³³⁾ 其反面でもあるが官業にては民業よりも割合に多くの人を使ひ、材料も無駄に使ふことが多い。随ふては如何かすると同一の仕事が一層多費となるといふこともある。³⁴⁾ 特に酒專賣を行ふとして、日本酒にありては製造中、又は貯蓄中、腐敗の危険多きことの特徴があつて其が之を官業とするのを不適當たらしめる一大支障となるといふことがある。³⁵⁾ (尤も専門家にてても之を軽く見る人もある)。それから又、清酒にては其製造が普通冬期に限られ、その爲め人員使用上の不經濟がある。四季醸造を行ふことも出来るが、然るときには冷却装置などに多大の設備費を創始當時に固定資本として投じなければならず、他方、買収したる工場が不用となり、又は收支償はざるに至るといふこともある。³⁶⁾ 酒の品質改良といふ事からいふても、其が今日の當業者間の自由競争下には盛んであるけれども、政府獨占となればそんなには行はれぬといふこともあ

- 32) Bräuer, Reichs-Tabakmonopol oder Reichs-Verbrauchssteuer, S. 139.
33) 租稅研究八卷、229. Moll. a. a. O. S. 625. 626. Terhalle, a. a. O. S. 411. 412. Getz, a. a. O. S. 24. Lewin, a. a. O. S. 151.—158. Bräuer, Monopol &c. S. 627.
34) 非常時の財源問題、254. Marco, a. a. O. S. 244. 245. Aulix, l. c. p. 488.
35) 稅制整理案、127. 租稅研究八卷、233.

り、それから政府專賣下にも、密造等の弊害は到底根絶が出来ず、其爲めの取締費は矢張り之に伴ふ³⁷⁾。たゞ前に長所の處でいふた資金の一層低利なること、人の給料の割安なること、宣傳招待などの冗費の節し得らること等々、可なり重要な長所も官業に伴ふのだから、之によりて其短所が餘程緩められるを得て、全體上、此にいふ缺點は左迄甚しいものとはならずして濟まう。

(B) 財政上

(い) 收入上――

からいふと、專賣制下には、消費税下に民業であるよりも多少餘計の經費を要する點もあるが、他方、之を補ふのに經費を節減せしめるものもあり、特に專賣となれば賣價を大體、民業時よりも引上げて、純收即ち税に當るものを増大するの工作を爲すであらうから、全體上、政府にとりての收入は増加するであらうが、他面に、酒造業者がなくなり、酒商人の一部がなくなる爲めに彼等の従來納めつつあつた所得税營業收益税などのなくなるだけの政府收入減があることは見逃してはならぬ。尤も其は前記の收入増に比してはいふに足らぬほどの小さいものではあらう。尙ほ又、政府財政にては豫算が出来るだけ適確に行はるるのを望ましとするが、收入豫算に對する實收の喰違は民業に對する税の場合よりも、官業下に一層大いといふ傾もある。其れも專賣の缺點といへば缺點である。

36) 税制整理案、126.

37) Allix, l. c. p. 488.

38) Allix, l. c. p. 488.

(ろ) 其他——前記、經營行政上の厄介はやがて財政上の厄介でもあるが、特に此專賣の爲めに經營創始の時に於て、並に其經營進行中に於て、財政として公債借入金を増大せざるを得ざるこゝとなりて、一般に公債の條件を不利ならしめるといふことがある。尤も、其には間接に擔保となるべき生産的設備があるからして、其不利は大したものではあるまい。更に專賣經營中には必然に公債借入を伴ふので、其が恰かも一般財政にて非募債主義でも遂行しつゝあるときの如きは其政策の支障となるといふこともある³⁹⁾。我國の從來の國有鐵道に於ける公債募集は其の最著しい例である。

(C) 公平課税及社會政策上——

(い) 税負擔として——

專賣制下には、普通の消費税によるよりも酒價中の税に當る部分が一層良く其酒の品等に適應するやうになり、給付能力に應ずるの課税ともなり且つ社會政策にも合致することは前にいふ通りだが、併し此にも税としては、普通の消費税の非難たる、或選まれたる特定の種類の物の消費が必ずしも各人の全き支出又は全き所得と並行せず、所得大なる者にして、特定物、此場合には酒の消費を全く爲さざるがあり又は少しか消費せぬがあり、所得小なる者にして却つて大に酒を消費するがあつて、其爲め不公平課税ともなり、且つ貧なる飲酒者を壓迫して反社會的ともなるといふことは、免れないのである。其は通例の消費税に共通の缺點だから、其變體たる專賣にも免

39) 租税研究八卷、232。

40) Lippert, a. a. O. 68—69.

れない。特に其にて負擔を公平ならしめる爲めには酒の品質に應じて等級別をしなければならぬが、其品質の鑑別が技術上、六つかしいといふことがある。それから專賣となる爲めの酒價の引上は主としては上等の其に行はれて、下等の酒の價は從來のよりも大しては引上げないであらうけれども、其にて多少にても引上げられたならば、其れだけにては下級民の生活を多少とも壓迫するといふ非難を免れぬ。尤も其は米の如き必需品に比しては忍び得るものではある。

(る) 經營移動の爲め——

從來の民業たりしものが官業に移るに際して、多少の失業者を生ずるといふことも一の缺點である。それから從來の民業に當りたるものの一部が政府事業に移りて働くとして、從來の獨立人からして非獨立なる官僚となるものの生ずることも一の社會的缺點といへるのである。

(D) 經濟上——

からいふと、第一に、專賣制が酒の私營業を許さず、特に其製造及卸賣を許さぬことは、其れだけ此が營業の自由を制限し、人民の自主的營利生活の範圍を縮少し、彼等をして此迄よりもより多く政府の官吏として使用人として働かしめ、恐らくは彼等の働きの能率を減退せしめるであらう。尤も其は國民の大な立場から見れば大したものではないから忍ばれる。次ぎには右と關聯して、專賣下には民業下よりも製品の改良などの鈍ることになるといふ嫌があり、供給せらるる物の品質が自由競争時代よりも劣等になるといふ嫌がある。それから第三には、酒價が從來よりも

41) Getz, a. a. O. S. 22.

42) Moll, a. a. O. S. 626, Bräuer, Monopol &c. 627.

43) Allix, l. c. p. 488. Jéze, l. c. p. 421.

44) Armitage Smith, Principles and methods of taxation, p. 22.

多少騰貴し、下層労働者の生活を壓迫するだけにては、何程か勞賃引上の遠因となり、各産業に於ける生産費増加の一因として經濟發達を抑へることもなり得る。或は労働者にとりての酒價引上の結果として、彼等に於ける其他の生活必需品の消費を節することとならしめて、⁴⁵⁾其方面の産業を壓迫することともなり得る。第四には、清酒の如き日本獨特の物には問題とならぬけれども、麥酒のやうに世界的販路を有つものにて專賣が行はるときには、官吏の手下に外國貿易の進展上不利となるといふことがある。⁴⁶⁾

(E) 教化政策上——

には、政府が酒專賣を實行する爲めに、第一には其の酒といふやうな、社會的道義的に弊害の多き物を官業とするのが、本來、道義の支持者たり指導者たるべき國家自ら、之が企業を行ひ、其からして利益を擧ぐるといふ結果となり、其が政府の又は國家の高尚なる使命と矛盾することとなつて、國民に對し道義上、不良なる影響を有つ。第二には、從來の獨立なる企業者を減少し、⁴⁷⁾官僚的使用人を増加することからして、國民に於ける自主の精神を弱めるといふこともある。第三には、專賣下にも、多少、密造密輸入の弊を伴ふのを免れない。

(F) 政治上——

には第一に、從來の税から專賣に移る爲めに、議會の政府に對する監督が弛むといふ傾がある。⁴⁸⁾第二には、政府自身、労働者使用人を多く使ふといふに於て、今日の労働爭議の頻出時代に、政

45) Eras, a. a. O. S. 20.
46) Bräuer, Monopol &c. S. 627. Eras, a. a. O. S. 32. Moll, a. a. O. S. 626.
租稅研究八卷、230。
47) 租稅研究八卷、228。
48) Getz, a. a. O. S. 15. Marco, a. a. O. S. 244. 租稅研究八卷、231。

府もが其渦中に捲き込まれて、其の爲め政府の威信を落すといふこともある⁴⁹⁾。此れも亦考慮すべき事柄ではある。

結 論

以上要之、酒の專賣には、政治上、經濟上、經營技術上、等々の上から考慮すべき諸の缺點を有つけれども、財政收入上、公平課税、社會政策上などには重大長所があり、そして刻下の我國の財源難時代には之に依ることが最便宜なる方策であり、そして之に附帶して何程か我國獨特なる米問題の解決にも資けと爲し得る。特に他日、財源について餘裕を見るの時機ともならば、之を教化保健政策にも利用して、國民を文化的に指導すべき國家の大使命をも完全に達成し得るであらう。

49) Allix, l. c. p. 488.